

共栄大学における公的研究費の不正防止計画

平成20年4月1日制定

平成27年4月1日改正

「共栄大学における公的研究費運営・管理規程」第3条第4号の規定に基づき、本学における公的研究費等の適正管理を確保し、不正防止に努めることを目的とする。

1. 公的研究費の不正防止

共栄大学において公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

(1) 責任体系の明確化

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
責任体系が明確でない。	学長が最高責任者となり、研究費を適正に運営及び管理するための責任者と権限を明確にした「共栄大学における公的研究費運営・管理規程」を制定した。
使用ルールが遵守されない。	科研費の使用に関し説明会を開催し、ルールについて周知徹底を行うこととし、毎年1回実施する。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
補助金が公的資金であるという意識が希薄である。	使用に関わる説明会を開催し、周知徹底を行うこととし、毎年1回実施する。

(3) 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
研究者自身による発注で業者との癒着が生じる。	5万円以下の消耗品についても抜き打ちで検収を行うことを今後、検討する予定である。
出張終了後に手続きが行われる。	出張手続は、必ず事前に行わせることとし、所属長を通じて注意喚起している。
カラ出張が行われる。	出張報告書、航空券の半券、研究会の開催記録、学会の参加証明となるものの提出を求めることとし、既に実施済である。
非常勤雇用者、アルバイトのカラ雇用が発生する。	勤務報告書には研究者・勤務者双方の印鑑を押印させることとし、既に実施済みである。
領収書の記載内容が不十分である。	領収書の但し書を具体的に記載する又は他に内訳が記載されたもの（レシート等）を添付させることとし、既に実施済である。

(4) 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
研究者・事務職員ともに、公的研究費に対する理解が希薄である。	学内説明会を毎年1回実施する。

(5) モニタリングの在り方

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
監査体制及び不正防止計画が適正なものとなっていない。	監査体制及び不正防止計画が適正なものかどうかを研究推進委員会で、年1回チェックした上で、必要とあれば見直す。

(6) 公益通報者保護制度の確立

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
不正を知っても内部通報しない。	内部通報した者に対する不利益を禁じた公益通報者保護制度に関する規則を制定し、体制（通報・相談窓口）を整備した。

2. 不正防止に向けた項目の実施

(1) 本学に納入されるすべての物品検収は、基本的に経理課職員が実施する。なお、教員発注で、納入業者（宅配便、夜間、緊急時等）が直接教員へ納品する場合は、総務課事務担当者（あくまで検収担当補助者）による検収を実施し、後に経理課職員が現物確認を行うこととする。

物品検収の事務の流れについては、学内の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図ることとする。

(2) 旅費の事実確認

①出張者が旅行報告書を作成するにあたり、用務内容によって新たに次の手続きを行うこととする。

②研究打合せ等の用務である場合は、旅行報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述すること。

③学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配付される資料の一部を添付すること。

①、②に基づき、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

(3) 謝金の事実確認

従事者（学生等）本人が、業務終了後、出勤表及び物品購入伝票を経理課に持参することとし、業務内容等について従事者本人から直接、事実を確認することとする。さらに、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。また、業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。

(4) 研究者によるルールの遵守

公的研究費に採択された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(5) 内部監査体制の強化

研究室における適正な事務処理の執行を行うために、総務担当者及び経理担当者による内部監査を不定期に行うこととする。特に研究資金の受入金額の多いものの取引記録の監査を集中的に実施する。また、旅費や謝金において実体を伴わないものに対する経理・執行がなされることがないように、重点的かつ厳密な点検を実施する。

(6) 通報（告発を含む）を受入れる体制の整備

研究費不正の通報の受入れについては、「共栄大学における公的研究費運営・管理規程」により総務部長を窓口とする。また、窓口担当者は結果が判明するまで、通報者及び研究者の保護に努め、秘密保持の徹底を図る。

(7) 通報案件処理

通報が受入れられた場合は、「共栄大学における公的研究費の不正防止・調査に関する規程」に基づき、学長は速やかに詮議手続きを行うとともに、不正が認められた場合には就業規則に基づき、懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(8) 教職員へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

公的研究費の不正防止のために、(1)～(7)に基づき、学内諸規程等の内容について周知徹底を図る。

3. 不正防止計画について

上記項目は、研究費の不正防止のための最低限の措置である。今後、不正を発生させる要因の把握を進めるとともに、文部科学省からの情報提供や他の研究機関における対応等も参考にしつつ、計画の変更を続ける。